

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ツ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）、高田町3丁	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ツ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）

			目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町
	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻 上越市吉川区のうち梶、神田町、長沢、坪野内、町田、六万部、田尻、山方（586・603番地を除く。）、西野島、下八幡、竹直、長峰、大滝、片田、天林寺、河沢、十町歩、顕法寺、中谷内、下深沢、山口、杜氏の郷、原之町の一部（2559番地から2681番地まで）
	(略)		
	山直海駐在所	(略)	(略)
	(略)		
(略)			

	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
	(略)		
	山直海駐在所	(略)	(略)
	梶駐在所	上越市吉川区梶	上越市吉川区のうち梶、神田町、長沢、坪野内、町田、六万部、田尻、山方（586・603番地を除く。）、西野島、下八幡、竹直、長峰、大滝、片田、天林寺、河沢、十町歩、顕法寺、中谷内、下深沢、山口、杜氏の郷、原之町の一部（2559番地から2681番地まで）
	(略)		
(略)			

附 則

この規則中別表上越警察署の部の改正は平成25年10月31日から、その他の改正は公布の日から施行する。